

令和3年度事業計画

時代の変化をチャンスに！

コロナ禍による弁理士業務に与える影響への迅速な対応と、ポストコロナ時代を見据え、知財を活用して社会課題を解決するとともに弁理士が活躍する未来社会の実現に向けた取り組みの強化を図ります

第1 はじめに

1. ウィズコロナ時代での新生活様式への急速な変化

今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延は、我が国をはじめ世界全体の経済状況を悪化させており、各国政府等において、感染拡大の抑制と経済の維持・回復という微妙なバランスの中で各種政策が展開されています。

その一方、このコロナ時代を生き抜く方策として「新生活様式（ニューノーマル）」が提唱され、多くの国民において、その実現を図る試みが行われています。

このような中、ウェブ会議システムなどの ICT 技術を最大限活用し、また、新たな行動パターンも取り入れ、ビジネスを含む社会生活全体に新たなムーブメントが多く発生しています。

2. 知的財産を取り巻く環境変化

DX、AI や IoT などの新たな技術に支えられた第4次産業革命の進展、我が国企業における自前主義からオープンクローズ戦略等への事業戦略の転換、さらに、自国第一主義などのナショナリズムの台頭やグローバル競争の激化など、知的財産を利用する経済産業の環境は大きく変化しています。

そのような中で、知的財産の活用度を図る指標の一つである特許、実用新案の出願件数は、中国や米国など他の先進諸国において増加傾向にある一方、我が国においては大きく落ち込む結果となっており、度重なる知的財産関連法規や運用の改正も、その効果はまだ十分に現れているとはいえません。

3. 弁理士を取り巻く環境変化

弁理士を取り巻く環境は、知的財産の環境変化だけでなく、弁理士人口が約1万2千人の時代に突入する一方、ユーザー側による弁理士の選別が進み弁理士間の競争も一層激化しております。

弁理士の活躍の場は、特許事務所や企業以外にも幅広く広がりつつあり、また、知的財産を活用した事業戦略への関与など、弁理士が社会に果たす役割も多様化しつつあり

ます。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延による、弁理士業務への影響など、弁理士を取り巻く環境は、現在、大きな転換期を迎えているともいえます。

第2 事業目標

1. ウィズコロナ、ポストコロナの社会ニーズにマッチしたユーザーにとって魅力ある知財制度の改正に向けての積極的な政策提言

第4次産業革命やオープンイノベーション、また新型コロナウイルスのような新たな感染症に対応できる強靱な社会形成など、社会構造が急速に変化する中で、知財制度の利活用形態も変化しています。

今後の社会ニーズにマッチしたユーザーにとって魅力ある知財制度を実現し、弁理士が活躍できる土壌を構築するため、日本弁理士会が積極的にリーダーシップを発揮し、政策提言をします。具体的には、以下に記載した「ポストコロナを見据えた知的財産制度に対する積極的な政策提言の実施」「新型コロナウイルスなど新たな危機に対応した知的財産支援策の積極的な提案」「日本弁理士会として知的財産の面から社会課題への積極的な取り組みの実行」等の具体的施策を実施します。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した、弁理士が活動しやすい環境の整備

知財制度の担い手である「知財専門家」としての弁理士が、十二分に活躍できなければ、知財制度も円滑に機能しません。

新型コロナウイルス感染拡大の影響も考慮して、弁理士を取り巻く業務環境を改善し、弁理士が安心・安全に活躍できる環境の整備を推進します。具体的には、以下に記載した「ポストコロナを見据えた弁理士業務の展開モデルの提示と促進」「新型コロナウイルス感染症等の対策を含め事務所経営に対するサポート機能の拡充・強化」等の具体的施策を実施します。

3. 知財制度・弁理士制度を支える日本弁理士会の組織・機能強化

知財制度や弁理士制度の維持・発展には、日本弁理士会の組織的なバックアップが必要不可欠です。

新型コロナウイルスに対応する新生活様式へ積極的に適合させるべく、既存の事業・予算や、日本弁理士会の地域会と本会との役割分担などを見直し、時代や環境の変化に対応させるとともに、地域に根ざした地域知財の活性化すべく会全体としての組織的・機能的強化を図ります。具体的には、以下に記載した「附属機関・委員会・ワーキンググループ等に係る組織の見直し」「本会と地域会との連携強化を図り、地域に根差した地域知財の活性化による地域支援の強化」等の具体的施策を実施します。

4. 将来の弁理士制度を担う若手人材の積極的育成

知財制度を支える弁理士制度が、今後も永続的に発展・継続していくためには、弁理士制度を担う人材、特に若手人材の育成が重要です。

次世代を担う弁理士が多様な経験や、資質向上・リスキルアップが図れるように、種々の機会を構築し、提供します。具体的には、以下に記載した「ウィズコロナ・ポストコロナにおける知財システムのグローバル化を支援・構築し、弁理士が関与できる機会の増加」「弁理士制度の将来を担う人材、特に若手弁理士への多様な機会の提供」等の具体的施策を実施します。

第3 基本的考え方

現在のコロナ禍で各種の事業活動が停滞している時期を最大限活用して、主要な事業の再構築を行い、コロナ禍で活動可能な事業を実施するとともにポストコロナの時期に活動する事業の再構築を実施していきます。

各事業を見直す上での基本的考え方は、以下のとおりです。

(1) 費用対効果の評価と事業の低コスト化

全ての事業が、会員からの会費収入を主たる財源として活動している以上、その事業の必要性や経費について全会員に対して説明責任を負っています。このことを考慮すれば、事業の費用対効果を評価することが重要であり、令和2年度同様、例えば、直接対面する事業よりもウェブ会議システムを利用した事業のように、より低コストで有効な事業への転換を図ります。

(2) 現場重視（地域会の活動環境の整備）

各地域会の活動は日本弁理士会が行う活動の最先端活動であり、国民や一般事業者等に最も近い存在は、地域会です。地域会が抱える問題を極力解消し、地域会の活動が最大限に活発化するよう、事業内容や予算の見直しを行います。

(3) 事業管理者と事業実施者との分離の原則

効率的な事業活動を行う上で、「自分が企画し、自分が実施する」という形態は、以前の会員数の少ない日本弁理士会では、日常的な光景だったかも知れません。しかしながら、約1万2千人の会員を抱える組織においては、より多くの会員の参加が可能な事業のオープン化が必要です。

このためにも、事業を運営管理する会員（マネージャー）と、講師・相談員等の事業を実施する会員（プレーヤー）とを原則分離し、事業の透明性を高めると共に、より多くの会員に事業活動への参加の機会を提供します。

(4) 会員への成果還元を重視

弁理士制度においては、強制加入制度が採用され、日本弁理士会には会員への指導・連絡・監督が義務づけられています。日本弁理士会の責務は、これだけに留まらず、会

員の資質向上を図り、弁理士業界全体の活性化を図る役割があると考えます。そのためには、各委員会等が得た知見は可能な限り会員に還元し、会員全体のスキルアップに寄与していきます。

第4 具体的施策

1. 附属機関・委員会・ワーキンググループ等に係る組織の見直し

附属機関・委員会・ワーキンググループなど、日本弁理士会内の組織について、その役割、事業内容等を確認し、統合・廃止・新設等を含め、見直しを行います。

(担当：執行役員会)

2. ポストコロナを見据えた知的財産制度に対する積極的な政策提言の実施

委員会や附属機関等の会内組織を活用し、例えば以下のような項目について、日本弁理士会として積極的に検討し、政策提言や情報発信を行います。

- ① AI/IoT 関連技術の保護の適正化
- ② オープンイノベーション推進のためのライセンス・オブ・ライトの創設
- ③ 実用新案制度の利用価値強化のための改正 等

以上のような、ポストコロナを見据えた社会ニーズに対応する知的財産制度の具体的な見直しを行い、特許庁や関係団体と連携して制度・運用改正の実現に向けた活動を積極的に行います。また、

- ④ 新意匠制度・商標制度の利活用
- ⑤ 産業財産権と他の知財制度との併用
- ⑥ 裁判外紛争解決手続の利活用

以上のような、知的財産の新たな利活用についても社会に積極的に情報発信を行います。さらに、将来の知的財産法の改正に資する内容を抽出します。

(担当：知財活用検討委員会、知財制度検討委員会、特許委員会、意匠委員会、商標委員会、中央知的財産研究所)

3. 本会と地域会との連携強化を図り、地域に根差した地域知財の活性化による地域支援の強化

(1) 日本弁理士会による中小企業支援事業を積極的に推し進めるために、中小企業支援の中核組織として、中小企業知財経営推進本部を設立します。中小企業知財経営推進本部は、特許庁・中小企業庁・商工会議所といった日本弁理士会外部の中小企業支援機関との連携を図り、知的財産経営センターおよび地域会といった日本弁理士会内部の組織を統括する役割を担います。

(2) 地域の自治体、中小・ベンチャー・スタートアップ企業、金融機関、大学、農業従事者等の連携強化により人材・資金・知財が循環する地域システムの構築や、地域社

会の知財リテラシー向上のための知財活動の推進は、地域経済の活性化に寄与します。

ここに弁理士が中核的役割を果たせるよう、各地域会のニーズに合わせ、地域会への必要な役割分担や予算の流動的運用について検討します。

(3) 近年注目されているデザイン・ブランディング戦略に呼応する意匠・商標を中心とした中小企業・スタートアップ企業への支援の拡充を図るため、特許庁・中小企業庁・商工会議所等との連携を図ると共に、自治体、関係機関等への補助金制度の創設を働きかけつつ、各地域会と協力して積極的な支援を進めます。

(4) 本会の各組織の役割を会内外に対し明確にし、地域支援の強化の効率向上を目指します。

(担当：執行役員会、知的財産経営センター、知的財産支援センター、意匠委員会、商標委員会、農林水産知財委員会、財務委員会、各地域会)

4. 新型コロナウイルスなど新たな危機に対応した知的財産支援策の積極的な提案

(1) 新型コロナウイルスなど新たな感染症等の危機に対応できる強靱な社会を形成するため、これに寄与する研究成果への特許出願の補助制度の創設を国等に働きかけるとともに、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症出願支援を継続し、支援の対象を商標出願まで拡充します。

また、中小・ベンチャー企業等に対しては、令和2年度に引き続き、日本弁理士会の出願補助金制度を積極的に活用するとともに、支援の対象を商標出願まで拡充します。

(2) 感染症対策技術の移転を円滑化するための WIPO グリーンへ積極的に参加するように提案・要請します。

(担当：知的財産支援センター、国際活動センター、DX 委員会)

5. ウィズコロナ・ポストコロナにおける知財システムのグローバル化を支援・構築し、弁理士が関与できる機会の増加

(1) 知的財産制度や弁理士制度の国際的な連携強化を図るため、ウェブ会議システム等を積極的に活用し、国際的な関係組織団体間との情報交換やセミナー等を開催して、弁理士のリスクアップを図ります。

(2) WIPO 等と連携強化を図り、例えば、技術移転のための WIPO グリーンへの積極的参加や、国際標準規格制定（知財マネジメント等）など国際的枠組みへ弁理士が参加していけるように要請していきます。

(担当：研修所、国際活動センター)

6. ポストコロナを見据えた弁理士業務の展開モデルの提示と促進

「知財専門家」としての弁理士が、知財を利活用するユーザーのニーズに対応するため、上記具体的施策2「ポストコロナを見据えた知的財産制度に対する積極的な政策提

言の実施」を踏まえ、弁理士の業務範囲の強化を図ります。

また、専権業務と標榜業務との組み合わせによる付加価値の高いサービスの提供、知財調停、標準業務、不正競争防止法等を考慮したデータの利活用への関与など、他の士業との差別化を図った業務展開モデルを提示して促進させます。

(担当：知財活用検討委員会、知財制度検討委員会、産業標準委員会、不正競争防止法委員会、貿易円滑化対策委員会、バイオ・ライフサイエンス委員会、著作権委員会、農林水産知財対応委員会)

7. 関連団体との連携強化

多様化・複雑化する知的財産に対し、ユーザーが満足するサービスを提供するには、ユーザー団体、弁理士間、関連士業間、国際的な知財専門家との間の人的ネットワークが不可欠です。

ウェブ会議システム等も活用し、交流の場や情報交換の場をより多くし、お互いの意思疎通を図り、知財業界全体で協力して、より適切な知的財産制度の実現を図ります。

(担当：知的財産経営センター、知的財産支援センター、国際活動センター、知財プレゼンス向上委員会、ダイバーシティ推進委員会、執行役員会)

8. ウィズコロナ・ポストコロナ時代に見合った弁理士のリスキルアップ研修の提供

(1) eラーニング研修やウェブ会議システム等を利用し、時間や空間の垣根を越えた多様な形態の研修を提供できるように検討します。

地域会の研修のeラーニング化等を図り、本会研修だけでなく地域会研修についても多くの弁理士が受講できる機会を提供します。

(2) 国内外の関連機関・団体と連携し、ライセンス契約やオープンソースコミュニティに関する研修など、知財に係る多種多様な研修を弁理士が受講できるようなシステムを構築します。

(3) 弁理士に期待される社会的役割を弁理士として「誇り」を持って果たすことができるよう、弁理士としての働き方の多様性の検討を行います。

(担当：研修所、コンプライアンス委員会)

9. 新型コロナウイルス感染症等の対策を含め事務所経営に対するサポート機能の拡充・強化

(1) 新型コロナウイルスなど新たな感染症に対応できる強靱な事務所運営を図るため、ウェブ会議システム等のICT化の促進を含めた新たな業務スタイルの提案・サポートを積極的に行います。

(2) 感染者が発生した事務所へ業務等の支援を行うためのサポート体制を、日本弁理士会の本会や地域会に整備します。

- (3) コロナ不況に伴う弁理士会費の納付猶予等の助成策の構築を検討します。
 - (4) 弁理士の業務に対する適正な報酬を確保するため、報酬に係る実態調査を行うと共に、業務量や業務の難易度に対応した報酬体系等の提案や会員への周知活動を行います。
- (担当：DX委員会、情報企画委員会、財務委員会、経営基盤強化委員会)

10. 日本弁理士会の組織・機能強化

- (1) 日本弁理士会の事業の見直しや効率化を図り、日本弁理士会としての組織強化や機能強化を実現します。特に、ICT化を促進し日本弁理士会の会務運営及び研修についての事務局業務のスリム化・スマート化などを行います。
 - (2) 非弁行為の取締強化、若手会員・新規独立会員の事務所経営への支援、感染症対策に係る支援など、弁理士が安心・安全に活動できる環境の整備を積極的に展開します。
 - (3) 弁理士の社会的地位向上のため、知財制度や弁理士制度に係る対外PR活動を、対象を特定し短期的又は中長期的な費用対効果も考慮しながら積極的に展開します。
 - (4) ハラスメント担当役員を任命し、相談しやすい環境を整備します。
 - (5) 日本弁理士会が取得する弁理士業務に係る情報を、会員に迅速に提供できる体制の強化を図ります。
 - (6) 企業の事業戦略における知財の重要性を経営層にアピールすると共に、企業内弁理士の社内価値向上を図っていきます。
 - (7) 業界を超えた企業内弁理士同士の情報交換の場や、企業内弁理士と事務所弁理士との情報交換の場を構築します。
 - (8) 日本弁理士会の委員会等の開催時間の調整（例：夕方以降）、ウェブ会議システムの活用等、事務所勤務弁理士、企業内弁理士や地域弁理士の参加の利便性を向上させます。
 - (9) 会員内部への会務活動等の報告を強化します。
 - (10) 弁理士制度の円滑な施行及び適切な会務運営の実現を図るため、弁理士登録に関する事務や実務修習・継続研修等の研修事業をはじめ、弁理士法に基づいて日本弁理士会が実施する事務・事業にも継続して取り組んでいきます。
- (担当：DX委員会、業務対策委員会、広報センター、知財プレゼンス向上委員会、研修所、執行役員会)

11. 弁理士制度の将来を担う人材、特に若手弁理士への多様な機会の提供

- (1) 弁理士制度の将来を担う意欲の高い弁理士（特に、若手弁理士）に対し、リスクアップや経験の多様化、責任感の醸成等を図るため、会務活動のリーダー的ポジションへの積極的な登用を図ります。
- (2) 海外事務所の研修や留学に係る情報を提供します。

(担当：執行役員会、国際活動センター)

12. 日本弁理士会として知的財産の面から社会課題への積極的な取り組みの実行

(1) 国連サミットで採択されたSDGsを目標としている「2025年大阪・関西万博」に向けて、日本弁理士会も参加企業を支援するための活動を開始します。

(2) 意欲のある女性会員が能力を発揮し働ける社会の実現のために、ダイバーシティ推進の取り組みを進め、SDGsの考え方に沿った持続可能な社会の実現に取り組みます。

(担当：2025大阪・関西万博対応準備委員会、ダイバーシティ推進委員会)

第5 おわりに

日本弁理士会として恒常的に実施すべき事業は、勿論、令和2年度事業から継続する、「弁理士法改正」等への対応、「東京オリンピック・パラリンピック」への対応など、前年度から継続すべき事業についても、引き続き実施する予定です。

また、事業計画における事業の見直し等は、ウィズコロナの影響下で行うため、万が一不具合等が生じた部分については、事業年度の終了を待たず、適宜見直しすることがあります。当然、見直した部分については、臨時総会等の機会を利用し、会員へ説明をしていきます。

(担当：執行役員会、弁理士法改正委員会、東京オリンピック・パラリンピック対応ワーキンググループ)